

## 第36回千葉都心イルミネーション運営業務委託仕様書

1 業務名 第36回千葉都心イルミネーション運営業務委託

### 2 業務目的

千葉市の商業等都市機能が集積する千葉都心エリアにおいて、イルミネーションの電飾をはじめ中心市街地の特性を活かした年末年始イベントを開催することにより、賑わいのある千葉都心の創出と地域経済の活性化を図るため、千葉都心イルミネーションを開催する。

なお、今回は令和8年に千葉開府900年を迎えることから、当イルミネーションも開府900年を記念した電飾を実施することとする。

3 委託料上限金額 金12,000,000円（消費税及び地方消費税の額を含む。）

4 業務実施場所 中央公園、千葉駅前大通りほか  
（千葉市中央区中央1-12ほか）  
実施エリアについては、「8 業務内容」を参照のこと。

5 委託期間 契約締結の日から令和9年3月18日（木）まで

### 6 開催概要

(1) 名称 第36回千葉都心イルミネーション「ルミラージュちば2026/2027」

(2) 主催 千葉都心イルミネーション実行委員会

(3) 開催期間 令和8年11月21日（土）～令和9年1月31日（日）

イルミネーション点灯時間 16時30分～24時

### 7 業務実施の条件

#### (1) 基本事項

ア 第36回千葉都心イルミネーション運営業務内容に基づき、誠実に履行するものとする。

イ 委託事業者は、契約締結後、速やかに実行委員会と協議を行い、業務内容について十分な理解を得ること。

ウ 本業務で外部協力者（再委託者等）が必要な場合は、千葉都心イルミネーション実行委員会（以下「実行委員会」という。）と協議し承認を得ること。その際、市内又は準市内事業者の活用について最大限配慮すること。

エ 業務を実施するうえで必要に応じ関係機関等との協議に同席するとともに関係資料、申請書類を作成し、実行委員会に速やかに提出すること。また、第36回千葉都心イルミネーション実行委員会については「夢のわ」との連携強化を図るため、「夢のわ」の運営等に関する協議には同席すること。

オ 業務を実施するうえで新たに必要となる事項の発生または変更が生じた場合は、実行委員会と協議し、速やかに決定するものとする。

(2) スケジュール表等の提出

ア 契約締結後2週間以内に、委託事業者は以下の書類を提出し、業務実施体制を明確にすること。

- ①スケジュール表（契約日から電飾撤去までの工程表）
- ②実施管理責任者、業務担当者の一覧表
- ③外部協力者（再委託者等）がある場合は、その協力者の概要と担当者一覧表
- ④その他、実行委員会が必要に応じて指定する書類

イ 上記アに定める書類の記載内容（担当者含む）に変更が生じた場合は、速やかに実行委員会に報告すること。

## 8 業務内容

業務委託の内容は次のとおりとする。なお、第36回千葉都心イルミネーション施工概要に基づく。

(1) 電飾の実施内容

ア 千葉駅前大通りに電飾を施す。（参考：千葉駅前大通りの樹木42本）

イ 中央公園の電飾及び演出。（参考：中央公園の植樹柵18箇所及びヒマラヤスギ1本と仮設ステージ裏樹木5本）

(ア) 上記ア、イにおいて、ぶら下げ型の電飾を施す場合は、歩道の場合は歩道路面から電飾の下端までの高さを2.5メートル以上とすること。

(イ) 上記ア、イにおいて、ぶら下げ型の電飾を施す場合は、車道の場合は車道路面から電飾の下端までの高さを5.0メートル以上確保すること。また、車道を横断して配線を施す場合は車道路面から配線までの高さを5.5メートル以上確保すること。

(ウ) 樹木の幹、枝等に巻き付ける電飾を施す場合は、手の届く箇所は安全性を確保すること。

(2) システム内容

ア イルミネーションは、24時間タイマー等により午後4時30分より午後12時頃まで点灯させる。

(3) 施工期間

ア 施工期間 令和8年11月上旬～令和8年11月下旬

イ 点灯期間 令和8年11月21日（土）～令和9年1月31日（日）

ウ 撤去期間 令和9年2月上旬

(4) 電力供給

電力供給については、提供される既存分電盤（千葉市中央・美浜土木事務所管理）を使用する。

ア 「提供分電盤」

中央公園、千葉駅前大通りの各エリアにて指定。

イ 電気料については、実行委員会が負担する。

※なお、電力使用にあたり、各供給分電盤の写真を撮影し、開始時及び終了時のメーターを確認しておくこと。

千葉駅前大通り分電盤は歩道側扉内のメーターを撮影すること。

分電盤等の使用にあたっては千葉市中央・美浜土木事務所に確認し使用すること。

(5) 作業車両

作業車両を使用する場合には、施工概要に基づき、必要な台数を確保すること。

<作業車両使用例（過去実績）>

電飾取付車両	高所作業車（スカイマスター又は同等品）
電材運搬車両	2トントラック／ワンボックスバン
監督・連絡用車両	乗用車／ライトバン又はステーションワゴン

(6) 作業車両の盤面保護

ア 高所作業車

上記車両の作業を実施する場合は、アウトリガー下部にコンパネ等を敷き車両重量の分散を行い、盤面養生を行うこと。

イ 電材運搬車両を使用する場合は積載1トン以下とし、取付け位置までの搬送に手押し車等を利用して公園内及び歩道では自走させないこと。

ウ 駐車位置は指定位置を厳守し、周辺交通環境にも配慮すること。

エ 駐車中の車両には、イルミネーション作業車両であることを明記した証票を掲示すること。

(7) 許可申請等

イルミネーションの電飾設置及び運営に際し、道路使用許可申請、道路占用許可申請、分電盤使用許可申請等、必要な許認可申請の協議への出席及び手続書類作成等について、実行委員会に協力すること。

(8) 安全管理

ア 本業務委託における作業時の安全管理については、「労働安全衛生法」等関係法令の定めるところにより、常に安全管理に必要な処置を講じ、労働災害発生の防止に努めること。

イ 同一作業現場において、別途作業等がある場合は、常に相互協調して安全管理に支障を来さないように処置すること。

ウ 本業務委託における作業時は、交通に障害となる行為その他公衆に迷惑を及ぼす行為のないようにすること。

- ・交通及び保安に関する作業については、関係官公署の指示事項を遵守し、十分な施設を施すこと。
- ・本業務委託における作業のため交通を禁止し、または制限する必要があるときは、監督員と協議のうえ、関係官公署の許可を得て所定箇所に指定の表示をするなど、十分な施設及び設備等の対策を施すこと。
- ・作業区域内に車両または歩行者の通行があるときは、これらの交通に安全な施設及び設備等の対策を施すとともに、必要に応じて交通整理員を配置すること。

エ 公衆の生命、身体及び財産に関する危害・迷惑を未然に防止するため、必要な措置を講ずること。

オ 地中及び地下工作物、植木等に損失を与え、または機能を阻害しないよう、十分注意をするとともに、適切な防護措置を講ずること。

カ 本業務委託における作業時に障害等を発見した場合は、直ちに監督員に申し出るとともに、その指示を受けること。

キ 本業務委託における作業時に、作業の実施に影響を及ぼす事故、人身に損傷を生じた事故、または第三者に損害を与えた事故等が発生した場合は、応急措置等所要の措置を直ちに講ずるとともに事故発生原因及び経過、被害の内容等について直ちに監督員に報告すること。

- ク 本業務委託における作業の安全を図るため、作業箇所を原則として1区画とし、作業関係者以外進入立入りを防止するため封鎖するとともに監督員の指示に従い、作業表示板等の必要な対策を講じること。
- ケ 本業務委託における作業時の現場、用具置き場等に作業関係者以外の者（特に幼児・学童等）及び車両が立ち入ることのないように柵、またはこれに類するもので、他との区域を明確に区分し、作業の告知看板等を設置し周囲に周知すること。
- コ 機械類を使用、または移動させる場合は、関係法令の定めを厳守し、架空線、埋設物、道路およびその他構造物等に損傷を与えることのないよう留意し作業を進めること。
- サ 機械類を休止させておく場合に操作している者が、一時的に受け持ち場所を離れる場合は、原動機をしっかりと止め電源を切る等の事故防止に必要な措置を講ずること。
- シ 本業務委託における作業時に、機械器具、不要土砂等を交通及び保安上の障害とならないように、使用の都度整理し、または現場外に搬出し、現場内は常に整頓しておくこと。
- ス 委託事業者は作業中及び点灯期間を含め契約期間中に生じた事故等に対応するため、損害賠償に対応できる保険に加入し、当該保険からの保険金支払によって被害者への損害賠償責任を負うこと。なお、当該保険加入者証（写しも可）を加入後速やかに実行委員会に提示すること。

#### (9) その他の業務内容

##### ア 本業務委託に含まれる業務

- (ア) 企画提案の際に作成したパース図等については、実行委員会で作成する販促物及び本事業の周知、広報に使用できることとする。
- (イ) 令和8年11月21日（土）のイルミネーション点灯作業（場所：千葉市中央公園）
- (ウ) 協賛看板の設置  
開催期間前までに中央公園内に協賛者名等を表示した看板を作成し設置すること。

##### イ 本業務委託に含まれない業務（点灯式委託事業者が実施）

イルミネーション点灯式の運営及びオープニングコンサート等イベントの実施。

なお、本業務委託に含まれない業務について、実行委員会及び点灯式委託事業者と協議し、協力すること。

#### (10) 電飾の管理

- ア 点灯・消灯の確認は毎日実施すること。なお、点灯の確認結果については、毎日午後5時30分までに実行委員会に報告すること。また、目視点検は週1回を目安として実施すること。
- イ 故障の補修を適宜実施すること。なお、電材を原因とするものについては無償補修すること。
- ウ 未点灯等のトラブルが発生した場合、委託事業者が復旧（原状復帰）に向けて迅速に対応し、対応結果については速やかに実行委員会へ報告すること。

#### (11) 検査・報告

事業終了後、令和9年2月26日（金）までに委託業務完了届、業務完了報告書を作成し実行委員会に提出すること。

##### ア 業務完了報告書には下記事項を記載し、A4サイズ製本1部及びCD-R1部を提出すること。

###### (ア) 委託業務運営記録

業務運営体制表、使用機材一覧表、工程表、設置図、撤去図

(イ) 記録写真

施工前から撤去後までの過程を記録すること。なお、記録写真については、実行委員会に帰属するものとし、次年度以降の当事業の推進 PR 等のために使用することを前提に記録すること。

(ウ) 点検管理記録

施工期間、点灯期間中の保守点検、撤去期間における日報、作業内容が十分に把握できるよう写真記録を添付すること。

イ 施工に際しては、事前に写真撮影等により状況把握や調査を十分に行い実施すること。

## 9 委託事業者及び業務従事者の責務

- (1) 委託事業者及び業務従事者は、本業務委託で知り得た個人情報や、実行委員会の事務に関する機密事項等を、みだりに第三者に知らせ、又は不当な目的に使用してはならない。本業務委託を終了した後も同様とする。
- (2) 委託事業者は、本業務委託の実施にあたって入手した実行委員会の著作物を、実行委員会の事前の承認を得ずに、本業務委託以外の目的に使用してはならない。

## 10 留意事項

- (1) 本仕様書に定めのない事項は、実行委員会と委託事業者において協議のうえ決定する。
- (2) 本業務委託において実行委員会が必要と認め、指示した事項については、委託事業者は誠実にその指示に従うこととする。
- (3) 本業務委託の遂行に関しては、関係法令を遵守すること。
- (4) 本業務委託の履行のための委託事業者及び業務従事者の人件費、旅費、食費、通信費、印刷製本費及び契約費用の一切の経費は、本業務委託の委託料に含まれるものとする。
- (5) 委託料の支払について、業務完了後、製本した業務完了報告書等関係書類の提出を受け、実行委員会の検査員が完了検査を実施し、それを適正と認めた場合に、委託事業者は請求書（完了払い分）を実行委員会に送付し、受領後、実行委員会は支払うものとする。
- (6) 契約締結後、委託期間中の委託業者の連絡体制を明記した資料を実行委員会に提出し、了承を得ること。

以上